証券コード　6189
平成29年12月4日

株　主　各　位

東京都千代田区富士見二丁目14番36号
株式会社グローバルグループ
代表取締役　中　正　雄　一

第２回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第２回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年12月18日（月曜日）午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成29年12月19日（火曜日）午前10時
２．場　　所　東京都千代田区富士見二丁目14番37号
富士見イーストB1会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

※株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

３．目的事項
報告事項　１．第2期（平成28年10月１日から平成29年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第2期（平成28年10月１日から平成29年9月30日まで）計算書類報告の件

決議事項
第1号議案　取締役5名選任の件
第2号議案　監査役1名選任の件
第3号議案　取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以　上

○当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

○本招集ご通知に際して、株主の皆様に提供すべき書面のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条に基づき、当社ウェブサイトに掲載をさせていただいておりますので、本招集通知の提供書面には記載しておりません。したがって、本招集通知の提供書面は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。
○株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト　http://www.globalg.co.jp

（提供書面）

事　業　報　告

（平成28年10月１日から
平成29年９月30日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府や日銀による経済・金融政策を背景に企業収益や設備投資に改善傾向がみられたほか、雇用環境改善を反映して消費に持ち直しの兆しが出るなど、緩やかながら回復基調で推移しました。

このような環境の中、子育て支援事業を取り巻く状況は、女性就業者数の増加を背景とした保育需要の増加に対応するため、政府・自治体から保育士の待遇改善や保育所整備の補助金積み増しなどの施策が打ち出されるなど対策強化の機運が一段と高まりました。

一方、平成29年度末までに待機児童を解消すべく待機児童解消加速化プランに沿って政府・自治体が受け皿整備等を進めてきましたが、未だ待機児童解消の目処は立っておりません。そこで、平成32年度末までに22万人分、さらに平成34年度までに10万人分、合計32万人分のの受け皿を整備し待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」が、本年６月に政府から公表されました。労働人口の減少が懸念される中、わが国活力の担い手となる女性の社会進出のためには、保育環境の整備が喫緊の課題であり子育て支援事業者の社会的役割は一段と重要性を増しております。

こうした状況下、当社グループは東京都や神奈川県、大阪府において、保育所及び学童クラブの開設を進め、当連結会計期間には以下のとおり保育所18施設、学童クラブ１施設を開設しております。

この結果、当連結会計年度末時点で認可保育所（東京都）56施設、認可保育所（神奈川県）19施設、認可保育所（千葉県）３施設、認可保育所（大阪府）３施設、認証保育所・認定こども園等保育施設25施設、学童クラブ・児童館12施設、の計118施設を営んでいます。

(保育所)
東京都
ろく北千住こども園
グローバルキッズ鷺ノ宮園
グローバルキッズ豊洲五丁目保育園
グローバルキッズ住吉園
グローバルキッズ西大島園
グローバルキッズ雑司が谷園
グローバルキッズ東池袋園
グローバルキッズ若葉園
グローバルキッズ神楽坂園
グローバルキッズ成増園
グローバルキッズ東新小岩園
グローバルキッズ若林園
グローバルキッズ西国分寺園
グローバルキッズ狛江園
グローバルキッズ三鷹園
グローバルキッズ六番町園
神奈川県
グローバルキッズ南万騎が原園
大阪府
グローバルキッズあびこ園
(学童クラブ)
神奈川県
グローバルキッズ南万騎が原学童クラブ

上記の結果、当連結会計年度は、売上高13,155百万円（前期比30.1％増）、営業利益407百万円（同19.5％増）、経常利益1,477百万円（同26.1％減）、親会社株主に帰属する当期純利益791百万円（同47.1％減）となりました。

なお、当社グループは「子育て支援事業」の単一セグメントであるため、事業別の記載を省略しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は2,285百万円で、その主なものは次のとおりであります。

セグメントの名称	設備の内容	設備の形態	投資金額
子育て支援事業	あびこ園	認可保育所	265百万円
	若林園	認可保育所	166百万円
	三鷹園	認可保育所	147百万円

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として543百万円の調達を実施しました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区　　分	第 9 期 (平成26年9月期)	第 10 期 (平成27年9月期)	第 1 期 (平成28年9月期)	第 2 期 (当連結会計年度) (平成29年9月期)
売　上　高(百万円)	4,687	6,917	10,113	13,155
経　常　利　益(百万円)	336	1,128	2,000	1,477
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	25	535	1,358	791
1株当たり当期純利益　(円)	86.50	1,771.09	179.97	95.22
総　資　産(百万円)	4,987	7,500	11,914	13,952
純　資　産(百万円)	190	1,423	5,242	5,924
1株当たり純資産　(円)	631.78	4,171.36	641.84	681.37

(注) 1．第9期及び第10期は株式会社グローバルキッズの連結数値となります。
2．株式会社グローバルキッズは、平成27年3月20日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いましたが、第9期の期首に当該分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。
3．当社は、平成27年12月18日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行いましたが、第1期の期首に当該分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。

⑶ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
株式会社グローバルキッズ	30百万円	100%	子育て支援事業
株式会社ろく	44百万円	100%	子育て支援事業

(注) 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	株式会社グローバルキッズ
特定完全子会社の住所	東京都千代田区富士見二丁目14番36号
当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	1,443百万円
当社の総資産額	4,064百万円

⑷ 対処すべき課題

我が国は安倍政権における成長戦略の1つとして女性が輝く日本を念頭に「待機児童の解消」「職場復帰・再就職の支援」「女性役員・管理職の増加」に向けた対策が進められています。このように保育事業に対する国の関心が高まる中で、当社グループとしてさらなる事業拡大に向けた重要課題として以下の点に取り組んでまいります。

① 戦略的な地域展開

当社グループは、これまで待機児童が集中する東京都23区などの首都圏都心部を中心に運営施設の拡大に努めてまいりました。今後、中長期的には少子化や待機児童の解消により児童等の獲得が難しくなる懸念がありますが、首都圏都心部においては、他の地域に比べ児童の確保に優位性があると見込んでおり、引き続き当該エリアを中心に新規施設の開設に注力していく方針です。

一方で、地域的な拡大も意図し平成27年9月期より大阪府での開設も始めております。今後も、首都圏以外では大都市を中心に検討を進める予定です。

[全国及び東京都における待機児童数]

	平成27年4月1日時点		平成28年4月1日時点		平成29年4月1日時点	
	待機児童数	割合	待機児童数	割合	待機児童数	割合
東京都	7,814人	33.7%	8,466人	36.0%	8,586人	32.9%
全国	23,167人	100.0%	23,533人	100.0%	26,081人	100.0%

出所：厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ」
東京都「都内の保育サービスの状況について」

② 採用力の強化等を通じた人材の確保

運営施設数の増加により、保育士資格を有する優秀な人材の確保が急務であります。しかしながら、保育士資格を有する求職者が不足していることから、特に首都圏においては、年々、採用が難しくなる傾向にあります。そのため、これまでの経験者を中心とする採用に加え、新卒者の採用にも注力することで採用力の強化に努めます。また、雇用保険を受給できない求職者向けに保育補助養成科等の訓練を行っておりますが、修了生の希望等を踏まえたうえで当社で採用するなど、採用の多様化にも注力し

ます。
　なお、社員寮などの福利厚生や海外研修などの研修制度の充実、処遇改善等を通じた魅力ある就労環境の提供を通じて人材の長期雇用にも努めます。

③ 人材育成力の強化
　子ども・子育て支援制度などの国や自治体の保育方針に関する勉強会や保育士試験の講座、アレルギー研修等、各職位に応じた研修カリキュラムの充実や研修参加の推奨により、施設長等、管理職水準の人材の早期育成体制の強化を目指します。また、ヨーロッパの保育所において現地の多様な保育を学ぶ海外研修を通じて、当社グループにおける保育の幅を広げる取り組みを実施しております。

④ 保育の質の維持・向上
　運営施設数が増加する状況でも、優秀な人材の採用や育成の強化、及び諸施策を通じた長期雇用の促進により、保育士の質の維持・向上を図ります。具体的な施策として、各職位における職務内容や人事評価制度の精緻化、処遇改善等を検討してまいります。これに加え、第三者評価を通じた利用者からの指摘事項の改善等を定期的に行います。また、当社グループの保育方針をより一層、浸透させるため、施設長や本部スタッフに対する研修の実施を進めてまいります。

⑤ 施設数増加に伴う効率的な事業運営の推進
　運営施設数の増加に伴い、備品購入等における規模のメリットの享受や運営業務の一元化、システム導入等を積極的に推進することで、運営コストを抑制しながら効果的・安定的な事業運営が行えるよう努めます。

⑥ 安定的な資金調達の確保と財務基盤の強化
　当社グループは、現在、各施設の開発資金や運転資金の確保を、主に金融機関からの借入に依拠しております。今後も、積極的に開発を進め、安定した事業運営を行うためにも、諸施策を通じた安定的な資金調達の確保を図るとともに、収益力の向上による財務基盤の強化に努めます。

⑦ 事業の拡大と安定化

当社グループの収益は、現在、概ね子育て支援事業に依拠しており、国や自治体の政策等に大きく影響を受けている状況です。当該状況を踏まえ、当社グループでは子育て支援事業以外に保育に関連する周辺事業を中心に収益基盤の拡充に取り組んでおります。具体的には、保育士育成事業や、コンサルティング事業、食育事業、研修事業等の拡大・参入等を検討してまいります。

また、新規の保育施設については、安定的な運営が見込みやすい認可保育所を中心とすること及び、認可以外の既存施設についても認可保育所へと転換を進めることで、収益基盤の一層の安定化に努めます。

⑸ 主要な事業内容（平成29年９月30日現在）

事業区分	事業内容
子育て支援事業	保育所等の運営を主な事業とする子会社の経営管理及びそれに付帯する業務等

⑹ 主要な営業所（平成29年９月30日現在）

① 当社

本社	東京都千代田区

② 子会社

株式会社グローバルキッズ	本社（東京都千代田区）
株式会社ろく	本社（東京都足立区）

⑺ **使用人の状況**（平成29年9月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,846名（694名）	390名増（73名増）

（注）1．使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2．当社グループは、子育て支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
3．前連結会計年度末と比較して従業員数が390名、パート及び嘱託職員が73名増加しておりますが、これは子育て支援事業における業容拡大によるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
5（0）名	0（0）名	53.2歳	1.3年

（注）使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

⑻ **主要な借入先の状況**（平成29年９月30日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,581百万円
株式会社三井住友銀行	745百万円
株式会社新生銀行	529百万円
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	525百万円

⑼ **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

株式会社東京証券取引所によりご承認いただき、平成29年９月29日付で、当社株式は東京証券取引所マザーズから同取引所市場第一部へ市場変更いたしました。

2．会社の現況

⑴ 株式の状況（平成29年9月30日現在）

① 発行可能株式総数　20,000,000株

② 発行済株式の総数　8,695,360株

（注）ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は526,800株増加しております。

③ 株主数　2,277名

④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社なかや	3,970,000株	45.7%
中正雄一	1,080,240株	12.4%
日本生命保険相互会社	460,000株	5.3%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	400,900株	4.6%
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS	390,000株	4.5%
宇田川三郎	200,000株	2.3%
生川雅也	160,100株	1.8%
東京建物株式会社	100,000株	1.2%
田浦秀一	80,000株	0.9%
株式会社SBI証券	79,300株	0.9%

（注）1．持株比率は自己株式108株を控除して計算しております。

2．株式会社なかやは当社代表取締役である中正雄一が株式を保有する資産管理会社であります。

⑵ 新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第１回新株予約権
発行決議日		平成27年３月19日　（注）１
新株予約権の数		34,600個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　692,000株 （新株予約権１個につき　20株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり　500円 （１株当たり　25円）
権利行使期間		平成29年３月20日から 平成37年３月18日まで
行使の条件		（注）２
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　16,000個 目的となる株式数　320,000株 保有者数　2名
	社外取締役	新株予約権の数　1,000個 目的となる株式数　20,000株 保有者数　1名
	監査役	新株予約権の数　250個 目的となる株式数　5,000株 保有者数　2名

（注）１．平成27年10月１日の株式移転により当社の完全子会社となった株式会社グローバルキッズが発行した第１回新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権に代わるものとして平成27年10月１日に交付したものです。なお、発行決議年月日は株式会社グローバルキッズの第１回新株予約権に係るものを表しています。

２．⑴ 新株予約権の行使の条件

①本新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員、その他これに準ずる地位にある者とする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合で、当社の取締役会の承認を受けたときはこの限りでない。

②本新株予約権者が禁固以上の刑に処せられた場合等、本新株予約権者に本新株予約権を行使させることが適当でないと合理的に認められる場合には、本新株予約権の行使を認めないものとする。

③本新株予約権者が書面により本新株予約権を放棄する旨を申し出た場合には、以後本新株予約権の行使を認めないものとする。

④本新株予約権者が死亡した場合、相続人に本新株予約権の行使を認めないものとする。

⑤下記「⑵ 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」に定める取得事由が発生していない場合に限り、新株予約権を行使することができる。

⑥本新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合、本新株予約権の行使を認めないものとする。

⑦本新株予約権者が支払停止もしくは支払不能となり、又は振り出し、保証もしくは引き受けた手形もしくは小切手が不渡りとなった場合、本新株予約権の行使を認めないものとする。

⑵ 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

①本新株予約権者が第１回新株予約権の要項に違反した場合、当社はすべての新株予約権を無償で取得することができる。

②本新株予約権者が本新株予約権の行使をする前に、行使の条件を充たさないため行使が認められなくなった場合、当社はすべての新株予約権を無償で取得することができる。

③当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が株主総会で承認された場合、当社はすべての新株予約権を無償で取得することができる。

④当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案又は株式移転承認の議案が株主総会で承認された場合、当社はすべての新株予約権を無償で取得することができる。

⑤本新株予約権者が本新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社はすべての新株予約権を無償で取得することができる。

３．平成27年12月18日付で普通株式１株につき20株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整後の内容となっております。

⑶ 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成29年9月30日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	中正雄一	株式会社グローバルキッズ　代表取締役 株式会社ろく　代表取締役
取締役	竹内節子	株式会社グローバルキッズ　取締役
取締役	石橋宜忠	
取締役	宇田川三郎	株式会社グローバルキッズ　取締役
取締役	田浦秀一	株式会社グローバルキッズ　取締役 東京建物キッズ株式会社　取締役
取締役	生川雅也	経営企画部長　兼　財務IR部長
取締役	合地健太郎	グループ総務人事部長
取締役	石井光暢	株式会社エコグリーンホールディングス 代表取締役
常勤監査役	橋口晶子	株式会社グローバルキッズ　常勤監査役
監査役	片岡理恵子 (戸籍名 竹田　理恵子)	京橋法律事務所　弁護士
監査役	島村哲広	株式会社イコール・パートナーズ　代表取締役

（注）1．取締役石井光暢氏は、社外取締役であります。
2．監査役橋口晶子氏、片岡理恵子氏（戸籍名 竹田理恵子）及び島村哲広氏は、社外監査役であります。
3．橋口晶子氏は、常勤監査役であり、公認会計士の資格を有しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4．島村哲広氏は、平成29年12月19日付をもって辞任により退任する予定です。
5．石橋宜忠氏は、平成29年6月1日付をもって社外取締役から業務執行取締役となりました。
6．石橋宜忠氏は、平成29年６月１日まで当社社外取締役であり、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ておりましたが、同日付で業務執行取締役に就任したことから、独立役員の指定を解除し、その旨を届け出ております。当社は、島村哲広氏以外の社外取締役及び社外監査役を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

6．当事業年度後における取締役の地位及び担当等の異動は次のとおりです。

氏　名	異　動　前	異　動　後	異動年月日
石　橋　宜　忠	取　締　役	代表取締役社長	平成29年10月1日
中　正　雄　一	代表取締役社長	代　表　取　締　役	平成29年10月1日

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役を除く。）及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区　分	員　数	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	8名 (2名)	83百万円 (0百万円)
監査役 （うち社外監査役）	3名 (3名)	9百万円 (9百万円)
合計 （うち社外役員）	11名 (5名)	93百万円 (10百万円)

（注）1．取締役の報酬限度額は、平成27年12月17日開催の臨時株主総会において年額200百万円以内（使用人兼務取締役の使用人部分は含まない）と決議いただいております。

2．監査役の報酬限度額は、平成27年12月17日開催の臨時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。

④　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏　名	兼　職　先	兼職の内容	当社との関係
社外取締役	石橋　宣忠	株式会社オプトホールディング	取締役	特別な関係はありません。
社外取締役	石井　光暢	株式会社エコグリーンホールディングス	代表取締役	特別な関係はありません。
社外監査役	橋口　晶子	株式会社グローバルキッズ	常勤監査役	連結子会社
社外監査役	片岡　理恵子 (戸籍名 竹田理恵子)	京橋法律事務所	弁護士	当社は同法律事務所所属の同氏以外の弁護士と法律顧問業務等の委託取引があります。
社外監査役	島村　哲広	株式会社イコール・パートナーズ	代表取締役	当社グループは㈱イコール・パートナーズと一過性の業務委託契約を結んでおりますが、同氏は当該業務の執行には当たっておりません。また、現時点で報酬の支払いは発生しておりません。

（注）石橋宣忠氏は、平成29年6月1日をもって社外取締役から業務執行取締役となりました。

ロ.当事業年度における主な活動状況

区　　分	出席状況及び発言状況
取締役　石橋宜忠	当事業年度10月から5月までに開催された取締役会9回全てに出席いたしました。上場企業における経営幹部としての豊富な経験と幅広い見識から、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役　石井光暢	当事業年度に開催された取締役会14回のうち12回に出席いたしました。経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役　橋口晶子	当事業年度に開催された取締役会14回全て、監査役会12回全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会の決定の適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
監査役　片岡理恵子 （戸籍名 竹田理恵子）	当事業年度に開催された取締役会14回全て、監査役会12回全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会の決定の適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
監査役　島村哲広	当事業年度に開催された取締役会14回全て、監査役会12回全てに出席いたしました。経営コンサルタントとしての豊富な経験と幅広い見識から、取締役会の決定の適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

（注）石橋宜忠氏は、平成29年6月1日をもって社外取締役から業務執行取締役となったため5月31日までの取締役会開催回数及び出席回数を記載しております。

⑷ 会計監査人の状況

① 名称　　太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,000千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

⑴　業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社並びにグループ各社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①　当社並びにグループ各社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・総務部長をコンプライアンス統括責任者として、継続的な研修等により、全役職員が法令及び定款を遵守するよう努めております。
・内部通報制度を活用し、不祥事の未然防止を図っております。
・内部監査室が、遵法の指導、モニタリングを行い、コンプライアンスの強化を図っております。

②　当社並びにグループ各社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・法令及び文書管理規程などのその他の社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報（株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書、契約書等）を保存・管理し、取締役、監査役及び内部監査室が随時閲覧できる体制をとっております。

③　当社並びにグループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・当社並びにその子会社の業務遂行に係るリスクに関して、当社並びにグループ各社においてそれぞれ予見されるリスクの分析と識別を行ったうえで、当社グループ各社の相互の連携のもと、当社グループ全体のリスクを網羅的・包括的に管理しております。
・子会社での執行役員会及びその他の会議体において重要事項を慎重に審議することで、事業リスクの排除、軽減を図っております。
・内部監査室の内部監査により、リスクの早期発見、早期解決を図っております。
・当社並びにグループ各社の経営に重大な影響を与えるようなリスクが顕在化し重大な影響を及ぼす危険性が高まったと判断される場合、各部門長は速やかに代表取締役及び監査役にその内容を報告し、対策を講じることとしております。

④　当社並びにグループ各社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・毎月１回定例取締役会を開催することに加え、必要に応じて、適宜、臨時取締役会を開催しております。
・重要議案については、隔週で開催される子会社での執行役員会及びその他の会議体において事前に十分に審議したうえで、取締役会へと上程することで、取締役の迅速かつ適正な意思決定を促進しております。
・当社並びにグループ各社の中期経営計画及び年度予算を策定し、それらに沿った施策等の進捗状況を定期的に検証し、その結果を業務執行にフィードバックしております。

⑤　当社並びにグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・当社は、子会社の経営等に関する重要事項については、当社の取締役会及び経営会議において、審議・決定することを通じて業務の適正の確保に努めております。
・子会社の役員については、当社の役職員が就任することにより、子会社の経営等に係る事項につき、迅速な情報把握ができる体制を整えております。
・内部監査室は、当社及び当社子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役に報告しております。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

・当社は、現在、監査役の職務を補助すべき使用人は配置しておりませんが、必要に応じて監査役と協議のうえ、同使用人を配置することができるものとしております。
・監査役の職務を補助すべき使用人の選任については、監査役からの指名又は助言を受けて決定します。
・監査役の職務を補助する使用人は、監査役補助業務に関しては監査役の指揮命令にのみ服するものとし、取締役及び他の業務執行組織の指揮命令は受けないものとしております。
・監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動及び考課については、監査役の同意を得ることとしております。

⑦　当社並びにグループ各社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

・当社並びにグループ各社の取締役及び使用人は、会社に著しい影響を及ぼす事実について、監査役に速やかに報告することとなっております。
・当社並びにグループ各社の取締役及び使用人が、監査役に前項の報告を行ったことを理由として、不利益な取扱いを受けないよう徹底しております。
・常勤監査役は、取締役会のほか隔週で開催される子会社での執行役員会に出席するとともに、その他の重要な会議についても適宜、出席しております。

⑧　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・代表取締役は、適宜、監査役と意見交換を行っております。
・監査役は、必要に応じて、社外の弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができます。
・監査役の職務の執行について生じる費用等の前払い又は弁済等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要ではないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従いこれに応じております。

⑨　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

・当社並びにグループ各社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し、これらと関係のある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないとする方針を堅持いたします。また、必要に応じて警察、顧問弁護士などの外部の専門機関とも連携を取り、体制の強化を図ります。

⑵　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①　取締役の職務執行について

当事業年度において取締役会を14回開催し、経営判断に基づく妥当性を満たすよう業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督を行いました。また、重要議案については経営会議等で重要議案を事前に十分に審議したうえで取締役会へと上程し取締役会の迅速かつ適正な意思決定を促進しました。

② 監査役の職務執行について

当事業年度において監査役会を12回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施いたしました。取締役会及び経営会議等の重要な会議への出席や保育施設の往査、事業部門・管理部門に対するヒアリング、代表取締役、会計監査人及び内部監査室との間で情報交換を行い、取締役の職務執行の監査、内部統制の運用状況を確認しております。

③ 内部監査の実施について

内部監査室にて、社内各部署が諸法令、定款及び社内規定等に従い適正な企業活動を行っているか、業務フローにより適切な牽制が効いているかを監査役会との相互協力により書類の閲覧及び実地調査をしております。監査結果は代表取締役に報告され、被監査部門の責任者に改善事項の指摘を実施しております。

連結貸借対照表

(平成29年９月30日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**2,645**	**流動負債**	**2,472**
現金及び預金	1,246	1年内返済予定の長期借入金	746
未収入金	854	1年内返済予定の社債	35
前払費用	318	未払金	788
繰延税金資産	208	未払法人税等	150
その他	17	前受金	157
固定資産	**11,307**	賞与引当金	375
有形固定資産	**8,789**	その他	218
建物及び構築物(純額)	8,113	**固定負債**	**5,555**
建設仮勘定	263	社債	59
その他(純額)	411	長期借入金	3,325
無形固定資産	**22**	退職給付に係る負債	153
その他	22	繰延税金負債	1,905
投資その他の資産	**2,495**	その他	111
投資有価証券	20	**負債合計**	**8,028**
長期前払費用	649	(純資産の部)	
敷金及び保証金	1,306	**株主資本**	**6,047**
建設協力金	366	**資本金**	**1,256**
繰延税金資産	12	**資本剰余金**	**1,944**
その他	139	**利益剰余金**	**2,846**
		自己株式	**△0**
		その他の包括利益累計額	**△122**
		その他有価証券評価差額金	**0**
		退職給付に係る調整累計額	**△122**
資産合計	**13,952**	**純資産合計**	**5,924**
		負債純資産合計	**13,952**

連結損益計算書

（平成28年10月１日から
平成29年９月30日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**13,155**
売上原価		**11,053**
売上総利益		**2,102**
販売費及び一般管理費		**1,695**
営業利益		**407**
営業外収益		
受取利息	3	
補助金収入	1,586	
その他	4	1,594
営業外費用		
支払利息	30	
開設準備費用	451	
その他	41	523
経常利益		**1,477**
特別損失		
減損損失	228	228
税金等調整前当期純利益		**1,248**
法人税、住民税及び事業税	153	
法人税等調整額	303	457
当期純利益		**791**
非支配株主に帰属する当期純利益		－
親会社株主に帰属する当期純利益		**791**

連結株主資本等変動計算書

（平成28年10月１日から
平成29年９月30日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,250	1,938	2,054	△0	5,242
当連結会計年度変動額					
新株の発行	6	6			13
親会社株主に帰属する当期純利益			791		791
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	6	6	791	△0	804
当連結会計年度末残高	1,256	1,944	2,846	△0	6,047

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当連結会計年度期首残高	△0	－	△0	5,242
当連結会計年度変動額				
新株の発行				13
親会社株主に帰属する当期純利益				791
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	0	△122	△122	△123
当連結会計年度変動額合計	0	△122	△122	681
当連結会計年度末残高	0	△122	△122	5,924

貸借対照表

(平成29年９月30日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**124**	**流動負債**	**97**
現金及び預金	67	未払金	35
		未払法人税等	44
未収入金	48	賞与引当金	2
前払費用	2	その他	14
		固定負債	**0**
繰延税金資産	6	退職給付引当金	0
固定資産	**3,939**	**負債合計**	**97**
		(純資産の部)	
無形固定資産	**1**	**株主資本**	**3,966**
ソフトウエア	1	**資本金**	**1,256**
		資本剰余金	**2,524**
投資その他の資産	**3,938**	資本準備金	2,524
投資有価証券	20	**利益剰余金**	**185**
関係会社株式	1,468	その他利益剰余金	185
		繰越利益剰余金	185
関係会社長期貸付金	2,450	**自己株式**	**△0**
繰延税金資産	0	**純資産合計**	**3,966**
資産合計	**4,064**	**負債純資産合計**	**4,064**

損 益 計 算 書

（平成28年10月 1 日から
平成29年 9 月30日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
営業収益		**465**
営業費用		**289**
営業利益		**175**
営業外収益		
受取利息	10	
その他	1	12
営業外費用		
支払利息	0	
上場関連費用	22	22
経常利益		**165**
税引前当期純利益		**165**
法人税、住民税及び事業税	52	
法人税等調整額	0	53
当期純利益		**111**

株主資本等変動計算書

（平成28年10月１日から
平成29年９月30日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
				繰越利益剰余金				
当期首残高	1,250	2,518	2,518	73	73	△0	3,841	3,841
当期変動額								
新株の発行	6	6	6				13	13
当期純利益				111	111		111	111
自己株式の取得						△0	△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	6	6	6	111	111	△0	124	124
当期末残高	1,256	2,524	2,524	185	185	△0	3,966	3,966

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年11月16日

株式会社グローバルグループ
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　荒　井　　巖　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　岩　崎　　剛　㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社グローバルグループの平成28年10月1日から平成29年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体と

しての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社グローバルグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年11月16日

株式会社グローバルグループ
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　荒　井　　巖　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　岩　崎　　剛　㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社グローバルグループの平成28年10月1日から平成29年9月30日までの第2期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経

営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成２８年１０月１日から平成２９年９月３０日までの第２期事業年度の取締役の職務の執行に関して、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別

注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年11月29日

株式会社グローバルグループ　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　橋　口　晶　子　㊞

社外監査役　片　岡　理恵子（戸籍名　竹田　理恵子）　㊞

社外監査役　島　村　哲　広　㊞

以　上

株主総会参考書類

第1号議案　取締役5名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	石橋　宣忠（いしばし　よしただ） （昭和42年7月31日生）	平成４年４月　等松・トウシュロスコンサルティング㈱（現 デロイト　トーマツ　コンサルティング（合）入社 平成16年１月　川瀬産業㈱入社 平成20年４月　㈱オプト（現 ㈱オプトホールディング）入社　執行役員CFO 平成21年３月　同社　取締役CFO 平成23年６月　㈱グローバルキッズ　社外取締役 平成25年３月　㈱オプト（現 ㈱オプトホールディング）取締役COO 平成27年10月　当社社外取締役 平成29年10月　当社代表取締役社長（現任） ㈱グローバルキッズ　代表取締役社長執行役員（現任） 【選任理由】 上場企業の経営幹部としての豊富な経験と幅広い見識を有し、当社経営陣の中心的役割を担う取締役として適任であると判断しております。	41,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	中正 雄一 (昭和47年5月16日生)	平成７年４月　㈱神戸屋入社 平成15年２月　㈲エーワン入社 平成18年１月　東京都認証保育所　六町駅前保育園開園 平成18年５月　㈱グローバルキッズ代表取締役(現任) 平成24年２月　㈱ろく代表取締役(現任) 平成27年10月　当社代表取締役社長 平成29年10月　当社代表取締役(現任) 【選任理由】 当社グループの創業者として企業経営を通じて培った高い見識を有し、保育業界の動向に精通していることから、取締役として適任であると判断しております。	5,050,240株
3	石井 光暢 (昭和46年2月18日生)	平成５年４月　NECコンピュータシステム㈱入社 平成９年５月　㈱エコグリーン(現 ㈱エコグリーンホールディングス)代表取締役(現任) 平成23年６月　㈱グローバルキッズ取締役 平成27年10月　当社社外取締役(現任) 【社外取締役候補者とした理由】 経営者としての豊富な経験と幅広い見識を踏まえた助言をいただけることから当社の社外取締役として適任と判断しております。	0株

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	※ 出口 治明（でぐち はるあき） (昭和23年4月18日生)	昭和47年４月　日本生命保険相互会社入社 平成４年４月　同社　ロンドン事務所長、ロンドン現地法人社長 平成７年４月　同社　国際業務部長 平成10年４月　同社　公務部長 平成15年４月　大星ビル管理㈱　PFI担当 平成17年６月　同社取締役 平成18年10月　ネットライフ企画㈱（現 ライフネット生命保険㈱）代表取締役社長 平成25年６月　同社代表取締役会長 平成29年６月　同社を退任 【社外取締役候補者とした理由】 保険会社の創業を通じて培った豊富な経験と人材育成に精通した幅広い見識に基づいた適切な助言をいただけることから当社の社外取締役として適任と判断しております。	0株
5	※ 桑戸 真二（くわと しんじ） (昭和34年1月8日生)	昭和57年４月　宗教法人護真山 光泉寺 入寺 平成14年11月　㈱福祉総研　代表取締役　（注７） 平成17年10月　㈱アーバン・フューネス・コーポレーション 社外取締役（現任） 平成23年６月　㈱福祉総研　代表取締役（現任） 平成27年11月　㈱あすき 社外取締役（現任） 【社外取締役候補者とした理由】 経営者としての豊富な経験と幅広い見識、また社会福祉事業に精通しており、適切な助言をいただけることから当社の社外取締役として適任と判断しております。	600株

（注）１．※印は、新任の取締役候補者であります。

２．各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

３．石井光暢氏、出口治明氏及び桑戸真二氏は、社外取締役候補者であります。

4．社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について
　石井光暢氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって２年２カ月となります。
5．社外取締役との責任限定契約について
　社外取締役候補者石井光暢氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社は同氏との間で会社法第427条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で責任限定契約を継続する予定であります。また、出口治明氏、桑戸真二氏が社外取締役に選任された場合、両氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度枠は、法令が定める最低責任限度額としております。
6．石井光暢氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社は同氏を独立役員として指定し届け出ております。社外取締役候補者である出口治明氏、桑戸真二氏は、いずれも東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、当社は各氏が社外取締役に選任された場合、独立役員として指定し届け出る予定であります。
7．桑戸真二氏は、㈱福祉総研 代表取締役を一旦退任しましたが平成23年６月に再任しております。
8．代表取締役中正雄一氏の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社なかやが所有する株式数を含めて表示しております。また、同氏は当社の大株主であり、会社法第２条第４号の２に定める親会社等であります。

第2号議案　監査役1名選任の件

監査役島村哲広氏は、本総会の終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本総会において補欠として選任された監査役の任期は当社定款の規定により、退任監査役の任期満了の時までとなります。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
石崎　信明（いしざき　のぶあき） （昭和35年6月7日生）	昭和58年４月　藤和不動産㈱（現 三菱地所レジデンス㈱）入社 平成12年４月　経営コンサルタント業 開業 平成13年４月　㈱オプト（現 ㈱オプトホールディング）常勤監査役 平成27年４月　㈱オプト 監査役（現任） 平成28年３月　㈱オプトホールディング 取締役（監査等委員）（現任） 平成29年12月　㈱オークファン 監査役（予定） 【社外監査役候補者とした理由】 経営コンサルタントとしての高い見識、また監査役としての豊富な経験から経営に係る客観的な助言を頂けることから当社の社外監査役として適任と判断しております。	0株

（注）１．候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

２．石崎信明氏は、社外監査役候補者であります。

３．石崎信明氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度枠は、法令が定める最低責任限度額としております。

４．石崎信明氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、当社は同氏が社外監査役に選任された場合、独立役員として指定し届け出る予定であります。

第3号議案　取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成27年12月17日開催の臨時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とのご承認をいただいておりますが、今般、取締役が業績向上及び企業価値増大への貢献意識を高め、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、新たに譲渡制限付株式報酬制度を導入し、上記の報酬枠とは別枠で、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに服する当社普通株式（以下「譲渡制限付株式」といいます。）を付与するための報酬を以下のとおり支給することにつきご承認をお願いいたします。

具体的には、本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額50百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は８名（うち社外取締役１名）であり、第１号議案が原案どおりにご承認いただけますと、取締役は５名（うち社外取締役３名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は年50,000株（ただし、本議案のご承認が得られた日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率･併合比率等に応じて合理的な範囲で調整いたします。）以内といたします。なお、その１株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、譲渡制限付株式を引受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定いたします。また、これによる当社普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、大要以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものといたします（本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式を、以下「本割当株式」といいます。）。

（1） 譲渡制限の内容

対象取締役は、本割当株式の払込期日より１年間から５年間までの間で当社の取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」といいます。）。

（2） 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、対象取締役が譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役、執行役員又は使用人のいずれの地位からも退任した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記（1）の譲渡制限期間が満了した時点において下記（3）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

（3） 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中継続して、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記（2）に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（2）に定めるいずれの地位からも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

（4） 組織再編における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（5） その他

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

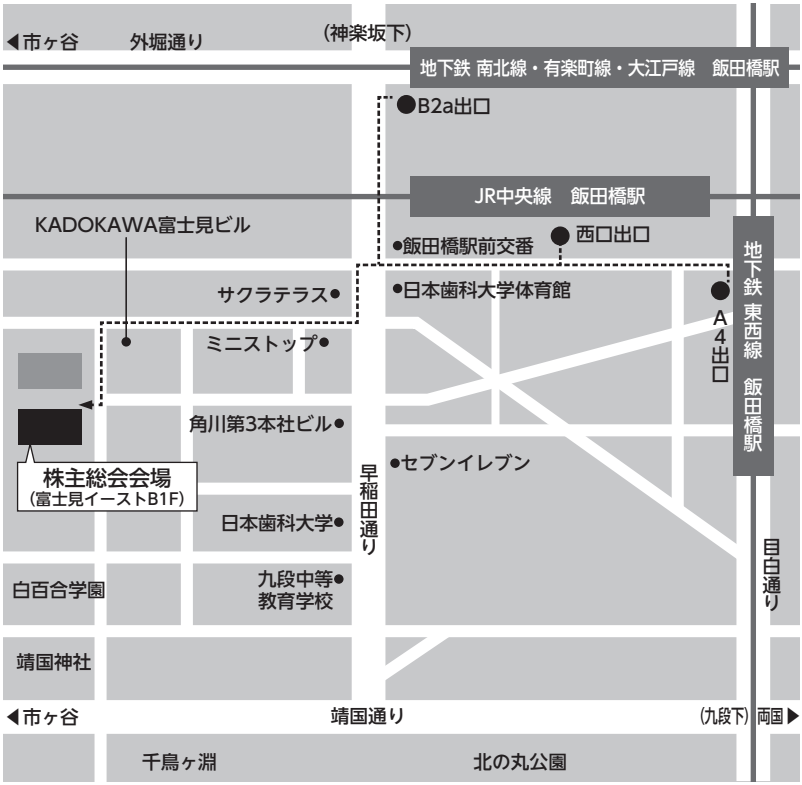
（ご参考）

本議案についてご承認いただいた場合、当社子会社の取締役、執行役、執行役員及び使用人に対しても、同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入し、当社の普通株式を発行又は処分する予定です。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区富士見二丁目14番37号
富士見イーストB1　会議室
TEL 03－3221－3770



交通　ＪＲ中央線・総武線「飯田橋駅」西口出口より徒歩5分
東京メトロ東西線「飯田橋駅」A4出口より徒歩7分
東京メトロ南北線・有楽町線・大江戸線「飯田橋駅」
B2a出口より徒歩7分

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。